

炉辺談話(444)

東日本大震災 最終章

ガバナー会が取り込んでしまった震災義捐金を、何としてでも被災地に直接送るべきだと考えて、炉辺談話 442 で私が述べた内容とほぼ同じ書状を、7月 27 日付けで、RI 理事、直前理事、新旧ガバナー会正副議長その他関係するシニアリーダー約 20 名に送りました。それと共に源流の会と JRIC のメーリングリストで、概要をお知らせしました。皆様から大きな反響をいただきました。

誤解のないようにお断りしておきますが、ガバナー会とは現ガバナーのその年度限りの非公式な会であり、私たちパスト・ガバナーはその会員ではありません。

私からの抗議文をうけて、7月 31 日日曜日に緊急ガバナー会役員会が開催され、育英事業とファイブ・フォー・ワンを選択枝として残すことを検討するが、地区ガバナーから返還請求があれば、すでに被災地区に渡した 1 億 2000 万円を控除した額について、返還に応じることが決定した旨、水野副議長から直接メールをいただきました。

黒田直前 RI 理事からも電話をいただき、私の投じた一石を非常に喜んでおられました。そして、なぜガバナー会がこのような権限を持つに至ったのかを嘆いておられました。

7月 31 日の会合を受けて、8月 4 日付で、片倉ガバナー会議長、上野直前議長、織田東日本震災支援委員会委員長から、各地区ガバナー宛に文書が送られました。

片倉議長は、それぞれの地区の主体性を最大限重視する旨の記載がありましたが、上野直前議長は新年度ガバナーのご理解をいただけるものと考えていたので、このプロジェクトをバトンタッチされないという予測はしていなかったという恨み節が述べられていました。

織田 PDG がいかなる立場でこの説明役を引き受けられたのか不明ですが、結果としてガバナー会が義捐金の運用を行うという前提、すなわち廃案となる原案に対する Q&A なので、同氏はその役を引き受けるべきではなかったというのが、私の感想です。

ガバナー会は、いかなる法的根拠も持たない単なる親睦なり連絡調整の役割しかない組織であり、従ってガバナー会が奉仕活動を実践する権限を持っていないことは、今期のガ

バナー会の正副議長も認めておられることなので、この Q&A 自体が無意味で、混乱を引き起こすだけなのです。

冒頭、ガバナー会の規約について説明されていますが、これらの規約は当該年度のガバナー以外には何の影響を及ぼさないことを、まず自覚すべきだと思います。

重ねて申し上げますが、ガバナー会が震災義捐金を配分する権限は全くありません。オールジャパンで対処するときのまとめ役という表現がありましたが、それをガバナー会に依頼した覚えはありませんし、その能力もありません。ガバナー会は当該年度ガバナーの親睦組織に過ぎないのです。

阪神大震災の義捐金の使途を実践・決定したのは 6 ヶ月後と記載されていますが、まったく事実に反します。私が最終的に阪神大震災の義捐金の総決算を行って、RI に対する報告書を書きましたので、復旧復興事業の詳細については誰よりも良く了解しているつもりです。ほとんどのクラブは 1 ヶ月以内には対社会的奉仕活動を開始しています。義捐金は 1 日も早く、現地に届ける。これが鉄則なのです。

義捐金はロータリアン被災者と地域社会の被災者、双方に渡されるべきです。阪神大震災ではガバナーはその判断を下し、被災クラブもそれによって助けられました。すべてを失った阪神間のクラブは、被災 1~2 週間後に配られた義捐金で息を吹き返したのです。

2520 地区 85 クラブのうち 26 クラブが解散の危機に瀕していると聞きました。ロータリアンを見殺しにして、ロータリークラブの復興はあるのでしょうか。何よりも大切なことは、クラブと会員身分を維持させることです。助けられたクラブやロータリアンは、今後一生をかけて、受けた恩義の何十倍も何百倍もの奉仕活動をしてくれることを信じています。

だから、義捐金の使途についても、ガバナー会は口を出さないことです。何に使うかは、被災地区のガバナーと被災クラブが相談した決める事項です。

ガバナー会からの文書に対して 2520 地区の菅原ガバナーは、全日本のガバナーに対して、震災義捐金を地区に返還してもらって、地区から直接、被災地区かクラブか東日本震災復興基金に援助するようにとの要請文をだされました。

明らかに、被災地区である 2520 地区は、ガバナー会の介入を拒否しているのです。

私も同じ思いです。ガバナー会の構成員はピッカピカの一年生、すなわちほとんど何も経験したことのない新入生ガバナーの集団であることを謙虚に認めるべきです。せいぜい自分の地区の管理運営だけで手一杯のはずです。

そんなガバナー会が無謀にも行おうとしている育英事業の費用の内訳に管理運営費 5000 万円、予備費 5000 万円という項目があります。1 億円もの巨額の経費を義捐金から流用して、育英事業を運営するとは、狂気の沙汰としか言いようがありません。震災義捐金を管理費に流用することは犯罪行為にもなり兼ねません。ガバナー会がこの事業をやると大見得を切ったのですから、必要な経費は当然当該年度ガバナーのポケット・マネーで賄うべきでしょう。

本日、片倉議長から、ご丁寧な電話がありました。その中で、片倉議長のお考えは、私の考えとまったく同じだとのお言葉があり、ガバナー会の運営方法に大きな疑問を感じているとのお話でした。

このような見解を正副議長がお持ちである以上、ガバナー会はお預かりした義捐金を全額、地区に返還すべきです。賢明な今年度のガバナー諸氏も、この決定に依存はないと思います。

ガバナー会に任せると言って義捐金を引き取らない地区もでてくると思いますが、いかなる理由があろうとも、ガバナー会で資金をプールすると、その運用を巡って、今後大きな禍根を残すこととなりますから、全額を返還すべきです。

被災地のガバナーの連合体が、東日本震災復興基金を管理する案が出ているようですが、この組織とガバナー会は完全に分離すべきだと思います。何れにせよ、義捐金の使途は、被災地区がすべて決定し、その決定に日本全体のロータリアンが従うことです。

ガバナー会から返還してもらった義捐金を、どの被災地区に送って、今後どのように協力を続けるのかを、被災地区以外のガバナーは早急に決定しなければなりませんし、被災地区のガバナーはどんな事業に使うのかを決定して実践する義務があるのです。

被災地区に関しては、とかく 2520 地区が話題に上りますが、2530 地区福島、2550 地区栃木、2790 地区千葉、2820 地区茨城、2830 地区青森も被災地区に認定されています。

義捐金送付先を決定するに際して、これらの地区のことも忘れてはなりません。それぞれの地区は義捐金の受け皿を用意していますので、調査してください。

いまこそ、社会奉仕活動実践の真価が問われる時です。各地区のガバナーと担当地区委員のご健闘をお祈り申し上げます。

2011.8.12